

法人普通預金口座および当座預金口座を開設されるお客さまへのお願い

北上信用金庫

当金庫では、法人口座を開設していただく際は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づくお取引時確認の際に、金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」、警察庁からの要請等を踏まえ、下記の「公的書類」等による確認や同書類に基づき事業内容等をお尋ねしております。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 確認させていただく公的書類等（以下のすべてが必要です）

(1)	履歴事項全部証明書（原本） ※発行後 6 ヶ月以内
(2)	直近の定款
(3)	直近の確定申告書（決算書） 必要に応じて確認させていただきます。 設立 12 ヶ月以内の法人の場合は、以下の書類のいずれか ・ 法人設立届出書（控） ・ 青色申告承認申請書（控）
(4)	来店者さまの「運転免許証等の公的な写真付き本人確認書類」 法人の代表者さまが外国籍の方は、「在留カード」にて経営に係る在留資格や在留期間（満了日）を確認させていただきます。
(5)	委任状等 ※当金庫で用紙を準備しております。 来店者さまが、法人の代表権を持たれていない場合に「来店者さまが法人から口座開設を委任されていること」を確認させていただきます。
(6)	実質的支配者の方を確認できる以下の書類のいずれか ・ 株主名簿 ・ 確定申告書（決算書）の「同族会社等の判定に関する明細書（別表二）」 ・ 実質的支配者情報一覧（実質的支配者情報リスト制度を利用されている場合） ・ 原始定款（2018 年 11 月 30 以降に設立した法人の場合）
(7)	事務所の賃貸借契約書 ※自社所有等の場合は「固定資産税 土地・家屋課税明細書」

※ご提出いただいた書類は、コピー（写し）をとらせていただきます。

なお、コピーした書類は、ご返却致しませんのでご了承ください。

2. 上記書類に基づき、事業内容等についてお尋ねします。

- ・ 追加での書類のご提示等や事務所への訪問をさせていただくことがあります。
- ・ 口座開設には、1 週間程度かかりますが、申し込み状況によって変動致します。
- ・ お尋ねの結果、総合的判断により口座開設をお断りすることがあります。
- ・ 口座開設のお申込みは、口座開設を希望される店舗へお問い合わせのうえ、「ご来店の前予約」をお願いいたします。

以上